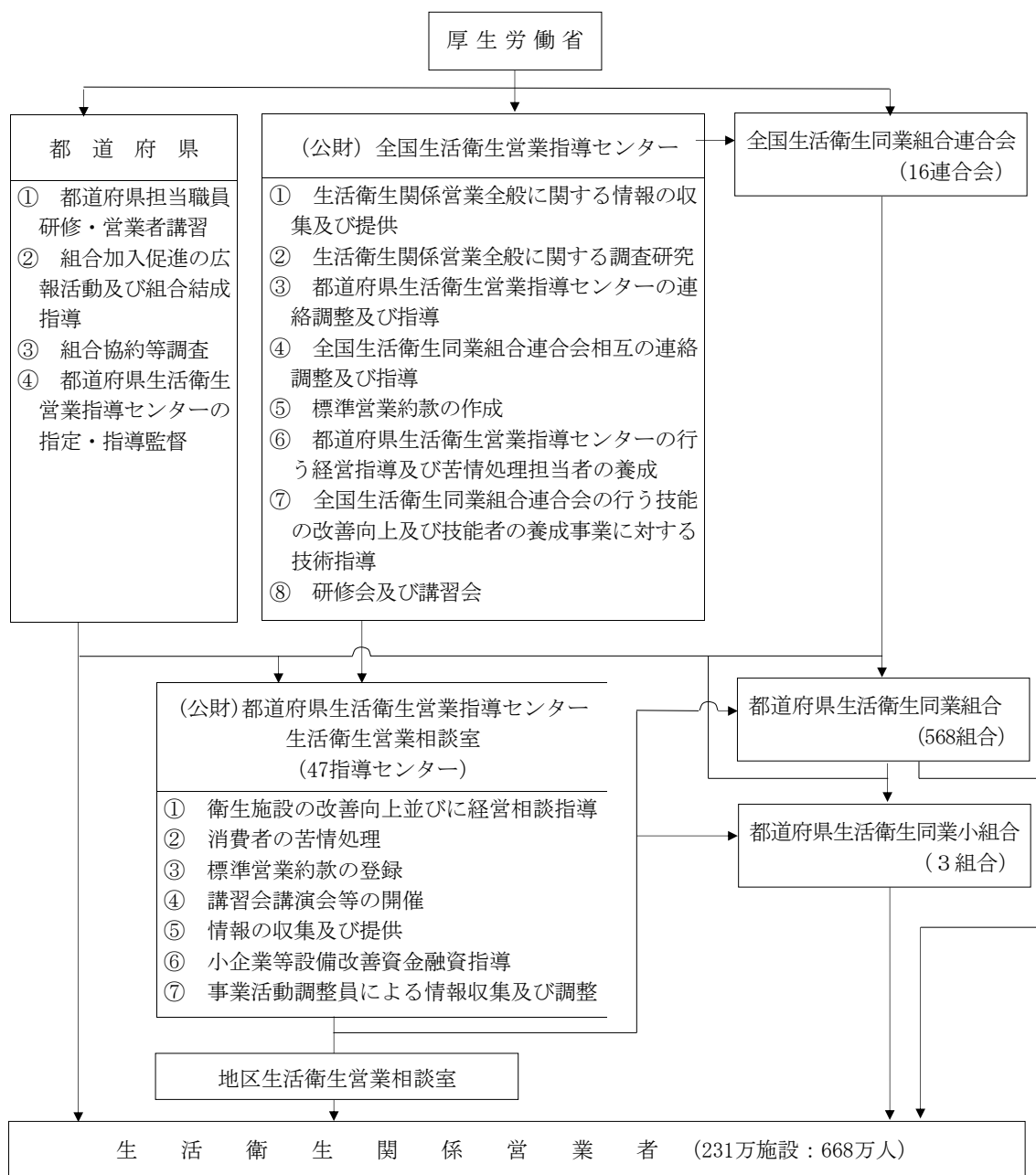


第7 経営指導体制



生活衛生関係営業は国民生活に密接に関係している営業であることから、施設の衛生水準の維持向上、経営の安定化等が強く要請されている。しかし大半の企業が、中小零細企業であるため、都道府県、都道府県生活衛生営業指導センター、全国生活衛生営業指導センター等において、営業者の組織の自主的活動の促進、組織化の促進、経営指導体制の整備、経営基盤の強化、消費者対策の推進等諸事業を実施している。

(注) 生活衛生関係営業者数231万施設：668万人は「衛生行政報告例」及び「経済センサス」による。

1 都道府県等の営業指導

1 都道府県

生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進するため、指導、研修、広報等の次の事業を行っている。

- ① 指導の適切、的確さを確保するため、都道府県担当職員の研修
- ② 営業者に対し衛生等に関する講習会の開催
- ③ 生活衛生営業経営特別相談員の養成に必要な養成講習会
- ④ 組合加入を促進する広報活動
- ⑤ 未組織の営業の生活衛生同業組合結成指導
- ⑥ 組合協約締結についての必要な調査
- ⑦ 都道府県生活衛生営業指導センターの指定、指導監督等

2 都道府県生活衛生営業指導センター

都道府県の区域内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、生活衛生営業指導センターに経営指導員を配置し、経営相談、指導等の次の事業を行っている。

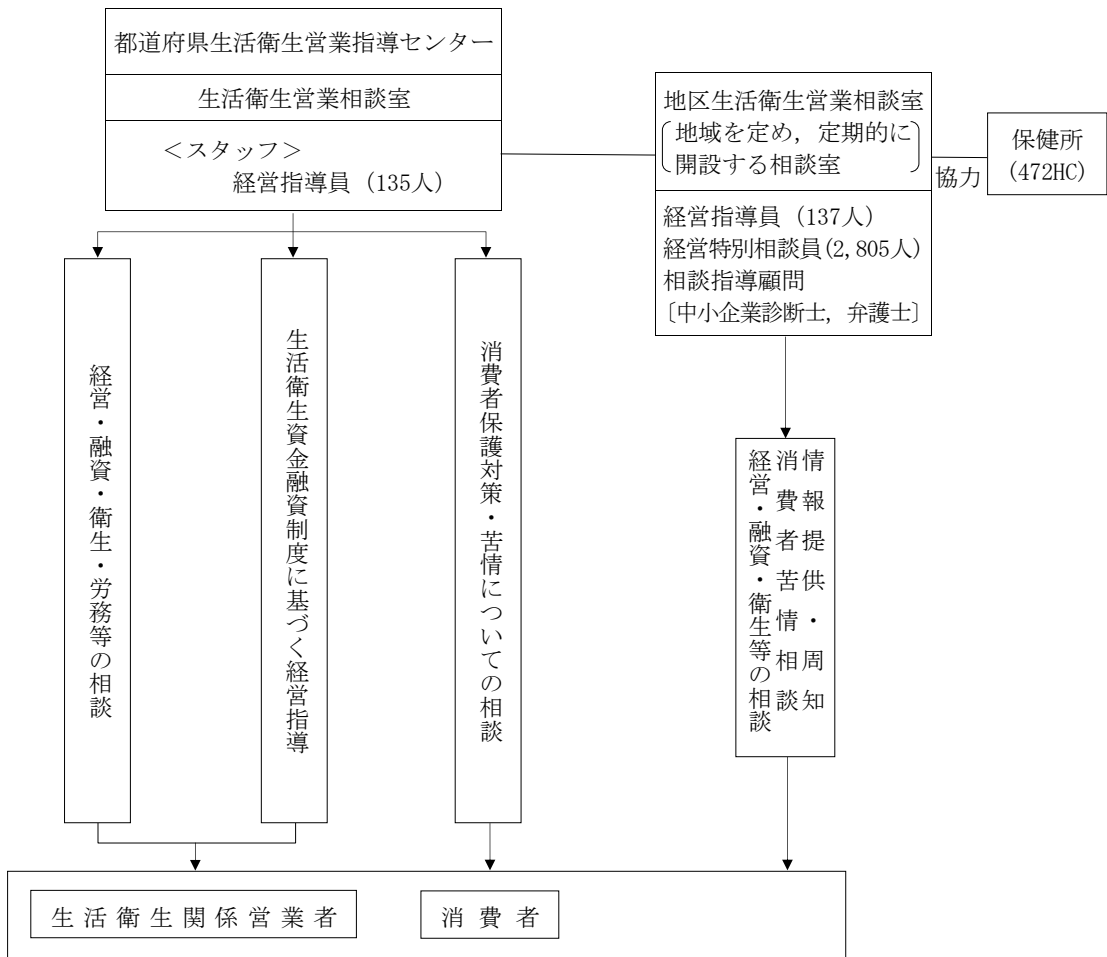
- ① 生活衛生関係営業の衛生施設の改善及び経営、融資、税務等に関する相談指導
- ② 消費者の苦情処理
- ③ 消費者保護を図るため、提供するサービスの内容、損害賠償の実施等を定めた標準営業約款の登録事業
- ④ 営業者、組合役員に対し、衛生、経営等に関する講習会又は講演会の開催
- ⑤ 経営の健全化に資する情報の収集及び提供
- ⑥ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の指導
- ⑦ 事業活動に係る紛争に関し、事業活動調整員による調停等当事者間の自主的解決の促進事業
- ⑧ 大企業等の進出による紛争等について、分野調整事業協議会における相談指導及び自主的調整の促進事業等

3 全国生活衛生営業指導センター

都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達及び生活衛生関係営業全体の健全な発達を図ることを目的として、全国生活衛生営業指導センターに中央指導員、研究員を配置し、連絡調整、指導、調査研究等の次の事業を行っている。

- ① 生活衛生関係営業全般に関する情報の収集及び提供
- ② 生活衛生関係営業全般に関する調査研究
- ③ 都道府県生活衛生営業指導センターの連絡調整
- ④ 生活衛生同業組合連合会の連絡調整及び指導
- ⑤ 消費者保護を図るため、提供するサービスの内容、損害賠償の実施等を定めた標準営業約款の作成
- ⑥ 経営指導員の養成研修、経営特別相談員の通信教育、生活衛生同業組合連合会役職員の研修の実施
- ⑦ 営業者に対する経営研修事業
- ⑧ 生活衛生同業組合連合会の行う技能の改善向上及び技能者の養成事業に対する技術指導等

生活衛生営業相談室



2 生活衛生関係営業者に対する相談・指導事業

1 生活衛生営業経営指導員

近年における生活衛生関係営業をとりまく諸情勢は、ますます厳しさが増しており、経営の健全化が一層強く要望されているところである。このような状況に対応して、個々の営業の体質改善を図る必要がある。また、経営の近代化・合理化を一層強力に推進するため、生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）による専門的な経営指導体制の充実を図り、生活衛生関係営業の発展と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

経営指導員は、経理・金融等について専門的な知識を有する経験者が、営業者に対する経営指導・相談の業務を行わせるため、都道府県指導センターに配置され、経営、金融、労務管理及び営業設備の相談・指導を計画的に行うとともに、経営特別相談員の業務に関する指導・助言や情報の提供等を行っている。

2 生活衛生営業経営特別相談員

中小企業をとりまく社会経済情勢がより厳しい方向に推移しつつあるなかで、国民の日常生活にきわめて深い関係にある生活衛生関係営業は、業態の零細性からその経営基盤が脆弱で常に不安定な状況におかれている現状にかんがみ、生活衛生関係営業の一層の強力かつ適切な経営の近代化・合理化を促進し、時代の要請に即応した業態としての健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、当該制度の活用を図り、業界の自主的な実践活動として行う経営指導相談事業の強化を図ることを目的とする。

生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）は、営業者に対し経営に関する相談・指導を行う者として昭和48年度に創設された。

この経営特別相談員は、各都道府県知事の委嘱を受けてその業務を遂行しており、特に昭和48年度に創設され現在も日本政策金融公庫で行われている「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導は、経営特別相談員の重要な業務の一つである。

なお、昭和60年度からは都道府県指導センターの充実強化を図るため、新たに経営特別相談員を活用して巡回指導事業を実施している。

3 生活衛生営業相談室・地区生活衛生営業相談室

生活衛生営業相談室は、都道府県指導センターの内部機関として、経営指導員及び経営特別相談員により営業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導業務を行うとともに、消費者の苦情等に関する相談処理業務も行っている。

また、昭和62年度より地域に密着した地区生活衛生営業相談室を設置し上記相談室と同様の事業を行っている。

なお、平成6年度より地区生活衛生営業相談室に相談指導顧問（平成6年度から中小企業診断士、平成7年度から弁護士）を設置し、相談指導業務を行っている。

4 税制相談等事業

税制は、財政状況、社会情勢等の変化により、絶えず改正がなされており、消費税の創設や生衛業について特別措置による税制改正等があるなどしくみが複雑であることから、税制に関する生衛業者の負担を軽減し、経営の合理化を図るため、税務専門家による税務相談事業及び記帳事務の合理化を推進する講習会等を実施している。

3 生活衛生営業経営指導員等の

区 分	厚生労働省の経営指導員等	
	経営指導員	経営特別相談員
人 数	137人	2,805人
任 命 権 者	都道府県生活衛生営業指導センター	都道府県知事委嘱
身 分	都道府県指導センター職員	都道府県知事から委嘱された者
資 格	人格が高潔で教養、識見を有し、かつ当該業務に熱意のある者であって、次の各号のいずれかの要件を満たし原則として年齢が60歳以下であるものとする。 (1) 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること (2) 大学卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること (3) 短期大学（専門学校、旧制高校を含む）の卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること (4) 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること (5) (1)、(2)、(3)、(4)に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであって、都道府県知事が適当と認めたものであること ※都道府県指導センターが非常勤の経営指導員を設置する場合 (1) 資格要件の(1)又は(2)に該当する者 (2) 週3日以上（年間145日以上）勤務ができ、勤務しない日でも電話等によって連絡ができる者	次の各号の一に該当する原則として年齢六十歳以下の者であって、業務を遂行し得るにたる人格、教養及び識見を有し、かつ当該業務に熱意のあると認められるもののうちから、それぞれ生活衛生同業組合理事長の推せんに基づき、都道府県衛生主管部（局）長が選定したものである。 (1) 大学の卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するもの (2) 短期大学（専門学校、旧制高校を含む。）の卒業者であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するもの (3) 生活衛生営業の指導又は経営の実務に5年以上従事した経験を有するもの (4) (1)から(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると生活衛生同業組合理事長が認めたもの
業 務	(1) 県内の各業種に対する経営指導等に関する当該年度事業計画の企画立案 (2) 経理、税務、金融及び労務等経営に関する指導 (3) 営業設備の近代化、合理化に関する指導 (4) 生活衛生営業経営特別相談員の業務執行に関する指導、助言及び情報の提供 (5) 小企業等設備改善資金融資制度要綱に規定する業務 (6) 都道府県が行う生活衛生営業指導事業に関する協力	(1) 経理、税務、金融及び労務等経営に関する指導 (2) 営業設備の近代化、合理化に関する指導 (3) 「小企業設備改善資金特別貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に対する相談、指導 (4) 生活衛生営業の許可申請、営業届出等の手続等に関する助言・相談 (5) 都道府県（保健所等の出先機関を含む。）が行う生活衛生関係営業指導事業に対する協力
委 嘱 期 間		原則として3年以内

概要及び中小企業庁との比較

の 制 度	中 小 企 業 庁 の 制 度
事 業 活 動 調 整 員	経営指導員（商工会議所等）
都道府県生活衛生営業指導センター理事長 都道府県指導センター非常勤職員 経営に関する識見を有し、かつ、生衛業に関し造詣が深い者	商工会議所会頭又は商工会会長の任命 商工会、商工会議所職員 次の各号の一に該当する者であって、年齢満61歳未満の者 (1) 大学卒であって商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち、2年以上従事した経験を有する者 (2) 短期大学等（専門学校、旧制高校）の卒業生であって、商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち、3年以上従事した経験を有する者 (3) 商工鉦業の指導又は経営の実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者 (4) (1)、(2)に定める学歴と同等以上の学歴を有する者であって経産局長が認定した研修課程を修めた者 (5) 公認会計士、会計士補又は計理士の資格を有する者 (6) 税理士の資格を有する者 (7) 中小企業診断士の登録を受けている者 (8) 経産局長が(1)～(7)に規定する者と同等以上の指導能力を有すると認めた者
地域の営業活動の調和を旨とし、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」「小売商業調整特別措置法」等の規定の趣旨にのっとり営業者における事業活動の調整のための自助努力を促進するため、次の職務を行う。 (1) 生衛業における事業活動に係る紛争事例に関し、相談あつせん、調停業務等当事者間の自主解決の促進に努めること。 (2) 地域の生衛業者の事業活動等の状況について、総合的な調査分析を行い必要な情報の収集に努めること。 (3) 経営指導員、特別相談員などと定期的に事業活動の状況について情報を交換すること。 (4) 紛争事例について関係行政機関及び連絡協議会に報告し、調整に係る意見を述べること。	1 商工業に関する相談及び指導 (1) 金融、信用保証に関する相談、指導及びあつせん (2) 税務、経理に関する相談、指導 (3) 経営の合理化に関する相談及び指導 (4) 労務及び社会保険などに関する相談及び指導 (5) 技術の改善に関する相談及び指導 (6) 特許、実用新案、意匠商標など工業所有権に関する相談指導等 (7) 商取引に関する相談及び指導 (8) その他中小企業に関係のある法律、制度の紹介普及 2 前各号の事項に関する講習会講演会の開催 3 経営及び技術に関する情報及び資料の収集並びに提供 4 社会保険等の事務の代行